平成２８年（フ）第２８２号
北九州市小倉南区朽網西１丁目11番２号
債務者　井上　　恵
1　決定年月日時　平成28年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２９２号
福岡県遠賀郡遠賀町松の本２丁目16番９号
債務者　澤野　　隆
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４１７号
埼玉県朝霞市本町２丁目10番37号　第一富士レジデンス101
債務者　閏間　祥江（旧姓黒木）
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５４６号
さいたま市岩槻区東町２丁目４番34号　アバンティＩM102号室
債務者　神谷　美記（旧姓熊井）
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６０号
相模原市中央区田名3210番地11　セピアコート101号、住民票上の住所相模原市中央区陽光台５丁目12番７号
債務者　青木　清司
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１６４号
神奈川県座間市小松原２―36―６、住民票上の住所神奈川県海老名市中野１丁目31番３―101号
債務者　河野　　拳
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１７５号
相模原市中央区中央６丁目１番16号　コーポＹＭＴ106
債務者　金井正一こと　曹　　正一
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第６１７号
さいたま市北区宮原町３丁目89番地４　ランドハイム202
債務者　向川戸久里
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７２号
埼玉県草加市吉町５丁目８番14号　アネックス草加第５―202号
債務者　野原　伊織
1　決定年月日時　平成28年６月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第９０号
愛知県刈谷市野田町陣戸池101番地１　サンタウン野田Ａ―103号、前住所愛知県西尾市新渡場町大西26番地22
債務者　森本祥一朗
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１６３号
大阪府阪南市尾崎町６丁目２番13―505号、前住所大阪府阪南市黒田20番地の１―201号
債務者　藤代祐次郎
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２０３号
大阪府泉大津市助松団地２番56―402号、前住所大阪府河内長野市桐ケ丘３番１号
債務者　宮脇　　悟
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２１１号
大阪府岸和田市西之内町41番36号ルネパーク岸和田205号
債務者　北野　義弘
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２２４号
大阪府岸和田市春木大小路町７番１号
債務者　辻川　　隆
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２３０号
大阪府和泉市箕形町１丁目６番25―402号
債務者　田村　俊一
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２４２号
大阪府和泉市上町580番地の１和泉北信太２棟306
債務者　植野　温子
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２４６号
大阪府岸和田市下野町４丁目４番１号
債務者　立花　純一
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係